

公共性

穂 山 守 夫

目次

はじめに

一 公共圏

二 公共圏の属性(特性)・社会構成原理・規範・公共的価値・正当化理由等としての公共性

三 公共性の相対性

四 日本における公共性

結び

はじめに

公共性概念は、抽象的で多義的概念であるが、大まかに①「政府や国にかかわる」②「一般の人々にかかわる」③「公開の」三つに分けられる⁽¹⁾。また公共性概念は、①共通性②同質的共同性③社会的連帯⁽²⁾を意味し、また、国民的連帯・公共的価値・公共空間の秩序を意味したりする。齋藤純一によると、「公共性」という用語は、①第一に公教育・公安のように「公的な」意味で②第二に公共の福祉・共通の利益のように「共通する」という意味で③第三に情報公開のように「開かれた」という意味で使われる⁽³⁾。市川正午も、公共性の特性として「国家性・共通性・公開性」を挙げる⁽⁴⁾。

空間的観点からは、公共性概念は、個人のパーソナルな私的なコミュニケーションが行われる空間(私圏・親密圏)に対立する社会的コミュニケーションがなされる公共空間(公共圏)を意味する。この公共空間は、閉じられたものと開かれたものがある。近代的な公共空間は公開性が要請される。また公共空間は、事実として存在する実態的なものとその事実を評価する規範的なものに分けられる。さらに公共空間は、単一の包括的なものと複数の公共空間によって構成される多元的なものに分けられる。また公共空間は、一応親密圏等の私的空間と国家的空間とに分けられるが、個人の私事性と国家性を媒介する公共空間を想定でき、かつこの三つの公共空間は、固定的なものではなく、時代や文脈等により流動化する。

一方公共性は、社会的共同性や社会的相互性等の性格、公共空間の公共的価値(公益性・公正さ)ないし社会構成原理、公共的性格ないし属性(特性)、規範(正当化基盤)を意味す

(1) 山脇直司「公共哲学とは何か」(筑摩書房, 2004年)19頁。

(2) 藤井達夫「第3章 近代デモクラシーと変容する公共性」齋藤純一編『公共性の政治理論』(ナカシア出版, 2010年)49・58頁。

(3) 齋藤純一「公共性」(岩波書店, 2000年)はじめに。

(4) 市川正午「教育の私事化と公教育の解体—義務教育と私学教育」(教育開発研究所, 2006年)33頁。

る。須田晃一は、公共性は、一般的には、「ある集団構成員全体に関係する秩序のあり方を示す言葉であり」、「現代の民主的社会においては開放性、公開性、平等性、衡平性、公正性などを含む概念として、しばしば理解されている。」とする⁽⁵⁾。そして市民的公共性は自律的な個人が平等に結合する開放的な連帯と把握されているとする⁽⁶⁾。この市民的な公共性は、下からの連帯性を意味するが、権威主義的な公共性は、上からの国家的公共性を意味する。鳥越皓之も、公共性を、私的利益や個人的価値ではなく多数の者に関わるものとする。そのうえで、それは一般的には公益性・公共的価値を意味するとするが、「社会経済的弱者との関係」に限定すると「社会的福祉」⁽⁷⁾を意味するとする。

このように公共性を実体的公益とみると、公益による私益の制約を安易に認められる恐れがあるとし、公共性を関係的に把握して「私的利益の最適調整」とみたり⁽⁸⁾、「民主的討議のプロセス」⁽⁹⁾と考えたりする論者もいる。

このような公共性の見方とは異なり、井上達夫は、公共性を公共空間でなされた政策決定を正当化する理由とみる。すなわち政治的次元では世論を形成する公共空間ないし領域(対象)において、その構成員が民主的手続にしたがって決定した政策を正当化する理由が公共性であるとする⁽¹⁰⁾。

このように公共性は、公共空間(公共圏)やその行動原理・組織原理・価値・性質・性格等を含意するだけでなく、時代・地域・論者の価値観・視点等により異なる意味を持つ。

従って、斎藤純一が指摘するように公共性概念は、「多義的に解釈されうる論争的概念の一つであり、語の流用・転用を避けることはもとより不可能であるが」⁽¹¹⁾、この公共性概念の内容は、一応、文脈や状況・歴史性・社会性・論者の視点等により規定される⁽¹²⁾。

そこで本稿はこのような公共性概念を種々の視点や文脈にそって明らかにしようとするものである。まず空間的概念である公共圏について論ずる。

一 公共圏⁽¹³⁾

まず空間的観点からする公共空間(公共圏)としての公共性がある。このうち実態的概念ないし社会学的・記述的意味としての公共圏は、複数の人間が共同して行動したり、相互に働きかけたりする特定のコミュニケーション構造を持った公共空間である。この公共圏では、複数の人間の活動範囲は拡張したり縮小したりするから、公共圏は、静態的では

(5) 須田晃一「第5章 市場が生み出す公共性」前掲斎藤純一編『公共性の政治理論』82頁。

(6) 前掲須田晃一82頁参照。

(7) 鳥越皓之「発題Ⅵ ボランティア行為と社会秩序」『公共哲学7 中間集団が開く公共性』(東京大学出版会2002年)235頁。

(8) 井上達夫「発題4 他者に開かれた公共性」佐々木毅・金泰晶編著『公共哲学3 日本における公私』(東京大学出版会,2002年)147頁参照。

(9) 前掲井上達夫「発題4 他者に開かれた公共性」151頁参照。

(10) 井上達夫「第1章 公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』(ナカシア出版,2010年)10-17頁参照。

(11) 斎藤純一「まえがき」斎藤純一編『公共性の政治理論』(ナカシア出版,2010年) i 頁。

(12) 黒住真「第3章 公共形成の倫理学 東アジア思想を視野に」『公共哲学10 21世紀の公共哲学の地平』(東京大学出版会,2002年)83頁参照。

(13) Lucian Holscher,1984,Offentlichkeit,in: Joachim Ritter/Karlfried Grunder/Gottfried Gabriel (Hr g.),Historische Wörterbuch der Philosophie,Band 6,Basel:Schwabe Verlag,S.1134-1141,ルキアン・ヘルシャー

(徳安彰編訳)「公共性」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年)7頁, Bernhard Peters,1994:Der Sinn von Öffentlichkeit,in:Friedhelm Neidhardt (Hg.), Öffentlichkeit,öffentliche Meinung,soziale Bewegungen,Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie,Sonderheft 34, Opladen: Westdeutscher Verlag,S.191-213.ベルハルト・ペーターズ(徳安彰編訳)「公共性の意味」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年)11頁, Jürgen Habermas,Die neue Unübersichtlichkeit:Kleine politische Schriften V, Frankfurt am Main:Suhrkamp,1985, .ハーバーマス(河上倫逸監訳)「新たなる不透明性」(松 社, 1995年)Jürgen Habermas,Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft,Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Frankfurt am Main 1990.ハーバーマス(細谷貞雄・山田政行訳)「公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究[第2版]」(未来社, 1994年), Jürgen Habermas,Faktizität und Geltung:Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats, Frankfurt am Main:Suhrkamp,1992, ハーバーマス(河上倫逸・耳野健二訳)「事実性と妥当性:法と民主的法治国家の討議理論に関する研究[上・下]」(未来社, 2002年), Jürgen Habermas,Ach, Europa:Kleine Politische Schriften X I, Frankfurt am Main:Suhrkamp,2008, .ハーバーマス(三島憲一ほか訳「ああ, ヨーロッパ」(岩波書店, 2010年), Jürgen Habermas und Niklas Luhmann,Theorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie:Was leistet die Systemforschung? Frankfurt am Main,1971, ハーバーマス・ルーマン共著(佐藤嘉一ほか訳)「批判理論と社会システムの理論—ハーバーマス=ルーマン論争」(木鐸社, 1987年), Craig Caloun,ed.,Habermas and Public Sphere,MIT Press. キャロウン(山本啓・新田滋訳)「ハーバマスと公共圏」(未来社, 1999年), Lucian Holscher,1984,Offentlichkeit,in: Joachim Ritter/Karlfried Grunder/Gottfried Gabriel (Hr)g.),Historische Wörterbuch der Philosophie,Band 6,Basel:Schwabe Verlag,S.1134-1141,ルキアン・ヘルシャー(徳安彰編訳)「公共性」, Bernhard Peters,1994:Der Sinn von Öffentlichkeit,in:Friedhelm Neidhardt (Hg.), Öffentlichkeit,öffentliche Meinung,soziale Bewegungen,Kolner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie,Sonderheft 34,Opladen:Westdeutscher Verlag,S.191-213.ベルハルト・ペーターズ(徳安彰編訳)「公共性の意味」(法政大学社会学部科研費プロジェクト「公共圏と規範理論」, 2008年), マーティン・ジェイ編(竹内真澄監訳/赤井正二・池田成一・豊泉周治・永井務訳)「ハーバマスとアメリカフランクフルト学派」(青木書店, 1997年), ジェームズ・ゴードン・フィンリッスン著(村岡晋一訳)「ハーバマス」(岩波書店, 2007年), 森英樹「憲法学と公共性論」室井力・副家俊郎・原野翹・浜川清編『現代国家の公共性分析』(日本評論社, 1990年)310頁以下, 同「憲法における公共性」法律時報63巻11号(1991年)12頁以下, 同「憲法と公共・公共性・公共圏—序論的考察」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性 比較憲法の研究をふまえて』(日本評論社, 2003年)3頁以下, 小沢隆一「民主主義と公共圏」同著38頁以下, 中里見博「公共圏・親密圏・ジェンダー」同著82頁以下, 右崎正博「現代メディアと市民的公共圏」同著468頁以下, 本秀紀「現代資本主義国家と『市民的公共圏』—ハーバーマス理論の再検討」同著103頁以下, 同「政治的公共圏の憲法理論」(日本評論社, 2012年), 毛利透「自由な世論形成と民主主義—公共圏における理性」憲法問題15号(2004年)17頁以下, 石川健治「公共性」AERA MooK『憲法がわかる。』(朝日新聞社, 2000年), 愛敬浩二「立憲主義における市民と公共圏」憲法問題14号(2003年)92頁以下, 鳥居喜代和「統合と分権のなかの公共性—個人・集団・多元的社会的のための一つの試み—」憲法理論研究会編『国際化のなかの分権と統合』(敬文堂, 1998年)19-21頁・25頁, 鈴木宗徳「公共性と熟議民主主義を分離・再接続する—『ミニ・パブリック』の可能性, 加藤徹郎「メディア・公共圏・オーディエンス〜マス・コミュニケーション効果論からみた“大衆の公共圏”の検討〜」, 阿部潔「公共圏とコミュニケーション」(ミネルヴァ書房, 1988年), 齋藤純一「公共性」(岩波書店, 2000年), 同「政治と複数性—民主的な公共性に向けて—」『岩波書店, 2008年』, 齋藤純一編著「公共性をめぐる政治思想」(おうふう, 2010年), 齋藤純一編「公共性の政治理論」(ナカシア出版, 2010年), 齋藤純一「政治的公共性の再生をめぐって」藤原保信ほか編『ハーバーマスと現代』(新評論, 1987年)266頁以下, ジェームズ・ゴードン・フィンリッスン著(村岡晋一訳)「ハーバマス」75-89頁参照. 齋藤純一「感情と規範的期待—もう一つの公私区分の脱構築」井上達夫編『社会/公共性の哲学』, 同「政治的空間における理由と情念」『思想』第1033号, 同「公共的空間における政治的意思形成」齋藤純一編『公共性の政治理論』101-102頁参照, 花田達郎「メディアと公共圏のポリティクス」(東京大学出版会, 1999年), 井上達夫編「公共性の法哲学」(ナカシア出版, 2006年), 江口厚仁「暴力・リスク・公共圏—国家の暴力/社会の暴力と折り合うための技法—」, 小林正弥「新公共主義の基本的展望—戦後日本政治理論の観点から—」, 長谷川見「多元的自我とリベラルな法共同体」, 曾根泰教

なく動態的な空間である。すなわちこの公共空間は、「社会的コミュニケーションの方法や形態」⁽¹⁴⁾であり、この「社会的領域ないし社会的空間 (public sphere, public space)」は、社会的コミュニケーションの「範囲と性質しだいで拡大することもありうるし、縮小することもありうる。」⁽¹⁵⁾ので、「拡散的でどこにも明確な境界のないのに、精神的・物質的交換の多様な形態によって結びつけられた社会的単位」⁽¹⁶⁾であるといえる。

このような公共圏は規範的意味を持たない裸の公共空間である。近代より前の封建的な村落共同体のような公共空間は、表現の自由や居住・移転の自由のような人権が存在しない閉じられた空間であるが、一方、近代的な公共圏は、開かれた公共空間である。かかる公共圏は、市民がその社会的領域に大なり小なり自由にアクセスし、公共圏の他の構成員に向き合う社会的行為の領域である⁽¹⁷⁾。

これに対して規範的公共圏は、実態的公共圏を評価ないし批判する公共空間である。この公共圏では、普遍的な社会問題につき公共的討議がなされる。当該公共圏においてなされる公共的コミュニケーション形式は、特殊な三つの性質を有している。それは、1、「コミュニケーションへの参加の平等性と語り手と聞き手の役割の相互性」、2、「公共的討議で普遍的な関心のある対象と判断されたテーマと発言の一般的開放性とそれを処理する適切な能力」、3、「コミュニケーションの進行における論証と説得の討議的構造」⁽¹⁸⁾である。この討議に着目すると、公共圏は、公共的討議により社会問題に関する公共圏の意思形成・決定等の過程の総体といえる⁽¹⁹⁾。この規範的公共圏は、既存の支配的制度に反する「反体制的」含意を持っており、その意味で理念的に社会運動等を行う自発的結社のような「対抗権力」と共鳴する⁽²⁰⁾。

歴史的には、この公共圏は、リベラルな国家観に基づき絶対主義的な密室政治と秘密主義的な行政を批判してその公開等を要求するものであった⁽²¹⁾。この政治的公開の形態として三つのものがある。「1. 議会交渉の公開 (Öffentlichkeit), つまり議会交渉への公衆の直接参加および議事録の完全な公表 2. 裁判とりわけ刑事訴訟の公開 (Öffentlichkeit), 3. 出版および文書流通一般の公開 (Öffentlichkeit) がそれである。」⁽²²⁾。この「公開 (Öffentlichkeit)」は、国民の道徳的、政治的な教育に資するし、公共的な事柄にたいする一般的な関心の形成に資するし、国民の犠牲覚悟、防衛力、兵力に資するし、とりわけ国家機関の制御に資する⁽²³⁾。

「情報社会と公共性」, 藪野祐三「ローカル・イニシアティブと公共性」, 稲垣久和「コメント1 公と私と『超越』」, 今田高俊「コメント2 『活私開公』のグローバル社会に向けて」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学10 21世紀公共哲学の地平』(東京大学出版会, 2002年) 参照。

(14) 前掲ルキアン・ヘルシャー著(徳安彰編訳)「公共性」7頁。

(15) 前掲ベルハルト・ペータース著(徳安彰編訳)「公共性の意味」15頁。

(16) 前掲ルキアン・ヘルシャー「公共性」7頁。

(17) 前掲ベルハルト・ペータース14頁参照。

(18) 前掲ベルハルト・ペータース16-17頁参照。

(19) 前掲ベルハルト・ペータース18頁参照。

(20) 前掲ベルハルト・ペータース19頁参照。

(21) 前掲ルキアン・ヘルシャー5頁。

(22) 前掲ルキアン・ヘルシャー6頁。

(23) 前掲ルキアン・ヘルシャー6頁, C.T.Welcker, Art., <O>., in: C.Rotteck/C.T. Welcker (Hg): Staatlex. 12 (1841) 269ff 参照。

このように近代市民社会（批判的公共圏）⁽²⁴⁾の原理として①構成員の参加可能性（民主性）と②構成員相互の批判可能性（自由性）および③構成員の公平性ないし平等性並びに④公平性を担保する公開原理を挙げ得る。この19世紀初期のリベラルな公共空間（市民社会）は、20世紀の産業的・匿名的大衆社会に変容するにつれて、批判的公共圏は評価されなくなっていく⁽²⁵⁾。理性的な市民社会的公共圏は、効率と欲望を重視する大衆的公共圏に転換するのである。現代社会においては、大衆的公共圏が支配的であるが、これに対抗する新しい市民社会的公共圏が形成される。

このように公共圏は、「事実」としての公共圏と「規範」としての公共圏に区別しうるが、これに対して阿部潔は、「公共圏は『規範』であると同時に『事実』、『史実』としてある。」と主張する。そして阿部潔はそれを「『規範の基準点としての公共圏』と言う。そして公共圏において「大事なことは、合意に至ろうとするプロセスである。」とする。このプロセスにおいて「暫定的な合意が得られるかもしれないが」、「常に批判なり修正なり変更の可能性をもっている。」ので、「それは『合意』であると同時に『差異』なのである。」。従って「『公共圏』というのは、そうした『合意』と『差異』がともに現れる場である。」とする。この公共圏においては「ある力がある状況においてヘゲモニーを持つが、しかしそれは他のカウンター・ヘゲモニーを内に秘めている。」。従って「『公共圏』とはそういう力のぶつかり合いが現れる場である。」。そして「人々は公共圏という場に身を置くことによって、その構造を知る。」「その意味でも公共圏は、『主体』と『構造』が媒介される場である。」とする。そして公共圏は、「多元的かつ競合的社会空間において、ヘゲモニーをめぐる闘争過程としてのコミュニケーションが行われる場である。」とする⁽²⁶⁾。確かに公共圏を動的・弁証法的に見れば公共圏をそのように位置づけることもできる。とはいえ非弁証法的にみれば、公共圏は、事実的公共圏と規範的公共圏と観念できる。

この公共圏は、その領域として一般的には国や自治体や国内のコミュニティが想定される。現在、イギリス等に見られるように国民国家の地方分権化とEUのような国民国家の統合化の流れの中で国民国家という公共圏は揺らいでいるが、未だに重要な公共空間である。この国民国家の公共性は、国民の政治的決定過程への平等な参加を要請するが、一方「脱国民国家的公共性」は、国民の生活実態と変わらない生活実態を持つ永住外国人等の市民の政治的決定過程への平等な参加を要請しているといえる⁽²⁷⁾。そして国民国家という公共圏において、工業化・民主化が高度のレベルに達した時に生じる都市型生活様式が普遍化する都市型社会においては、市民が自らの生活条件の管理（組織化・制御）する市民自治を強調して、多元・重層構造を持つ個人の相互性としての公共から公人としての規範的市民の相互性としての公共が課題となる。そこにおいては、補完原理に基づき「コミュニティ」と「シビル・ミニマム（市民生活最低基準）を目指す自治体」と「ナショナル・ミニマムを目指す国」と「グローバル・ミニマムを目指す国際機構」からなる多元・重層化された

(24) 前掲ルキアン・ヘルシャー 8頁。

(25) 前掲ルキアン・ヘルシャー 7頁。

(26) 阿部潔「発題4 高度情報社会としての日本における公と私」佐々木毅・金泰昌編「公共哲学3 日本における公と私」（東京大学出版会、2002年）193—194頁。

(27) 稲田恭明「第14章 シティズンシップ概念の再編と公共性」井上達夫編『公共性の法哲学』（ナカニシヤ出版、2008年初版第3刷）308頁参照。

公共圏が要請されると規範的にはみることでもできる⁽²⁸⁾。国民国家より広い公共空間として国際社会が考えられるが、その国際社会という国際的公共圏においては、①NGO②多国籍企業③国民国家④国際機関等を担い手とする世界経済秩序や世界平和秩序等の公共性の形成が課題となる⁽²⁹⁾。

さらに環境問題や年金問題等の社会保障問題を考えると、将来の世代のことを考慮する必要があるから、現世代の共時的公共圏以外にそれに世代継承性としての時間的な公共圏としての通時的公共圏も現世代の将来世代への配慮責務に基づきその世代のために想定する必要がある⁽³⁰⁾。

二 公共圏の属性(特性)・社会構成原理・規範・公共的価値や政策決定の正当化理由等としての公共性

長谷川公一は『『だれに対しても開かれた』ということが『公共性』の最も中心的な意味だと考えるとき』⁽³¹⁾には、公共空間における公開性の重要性が強調されて公共性が公開性と同視されることになるとする。確かに封建的な部落や戦前の日本の家のような閉じられた公共空間では、不当な村八分や戸主の家族構成員に対する人権侵害が起りやすいから、開かれた公共空間のほうが規範的に好ましい。この点から公共空間の一属性たる公開性を公共性とみることにはできる。

これに対して佐藤慶幸は、公共空間の基本原則を公共性と見る。たとえば戦前の日本の共同体社会という公共空間の基本原則は滅私奉公を強いるイエ原理であり、その制度化が家父長制であり、その延長が天皇制である、とする⁽³²⁾。戦後の日本という公共空間において、最高法規である日本国憲法の三大原則である①国民主権原理や②人権保障および③平和主義は公共性を有する。たとえば自衛隊は他国の日本国への攻撃に反撃して日本を防衛する武力装置であり、かつ世界有数の武力装置であるが、軍隊だとすると、戦力(軍隊)の不保持を命じる平和主義に反しその憲法的公共性は否定される。これに対し自衛隊を必要最小限度の自衛力であり、軍隊でないと思えば、その憲法的公共性は肯定される。

このように公共性は、公共空間(公共圏)の支配的原理であり、「同一性を指す」⁽³³⁾こともあるが、その場合、公共性という言葉は、「それが用いられてきた戦前・戦後の長い歴史が示すように、国家との関係において、従属的で従順な役割を市民に強いる作用をしばしばもつ」⁽³⁴⁾。すなわち公共性は、一元的に公益ないし公益性⁽³⁵⁾等と理解され、各市民の行動を

(28) 松下圭一「発題Ⅱ 公共概念の転換と都市型社会」公共哲学11 31—32・35—38頁・40—41頁・45頁・47頁・49—50頁参照。

(29) 遠藤誠治「第7章 現代国際社会における公共性一問題の主題化のために」121頁以下参照。

(30) 吉良貴之「世代間正義と公共性—なぜ将来世代を思い煩わなければならないのか—」前掲井上達夫『公共性の法哲学』350・352頁参照。

(31) 長谷川公一「発題Ⅰ NPOと新しい公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学7 中間集団が開く公共性』13頁。

(32) 佐藤慶幸「1 公共性の構造転換とアソシエーション革命」佐藤慶幸等編著『市民社会と批判的公共性』所収(文真堂、2003年)10頁参照。

(33) 前掲齋藤純一「まえがき」齋藤純一編『公共性の政治理論』(ナカシア出版、2010年)ii頁。

(34) 前掲齋藤純一iii頁。

(35) 齋藤純一「公共性」(岩波書店、2000年)、2頁参照。

規制する機能を有する。一方、「個人の価値観の多元性」を擁護し、その価値観の「非共約性」(独自性)を強調するならば、公共性は、人びとの生の共役可能な要素を特定すること、どのような生を生きるのだから、誰もが必要不可欠とする価値を特定することによって定義されることになるから、公共性は、異なった価値観を持つ個人が「ともにコミットしうる価値、規範、または制度を指し示す言葉となる。しかし一方、公共性は、公共空間の構成員の集合的利益性である公益性をも意味するから「共約可能な価値」ともいえる⁽³⁶⁾。しかし公共性の共約可能性ないし「同一性」を強調すると、広い公共圏内の孤立した少数派の部分公共圏の公共的価値が見捨てられる危険性がある。したがってこれらの者に対する配慮は必要であるが、その人たちを弱者として画一的に生活保障の客体・対象と見るのは個人の尊厳の観点から妥当でなく、それぞれニーズに応じた異なる生活の配慮を求める主体として公共圏に登場するものとしてみるべきである。この点を考慮して権威的な国家的公共性に対しては、能動的な市民の参加と協働による市民的公共性を対峙させる必要がある。そこで齋藤純一は、伝統的な国家の公共性に「市民的公共性」を対峙させ、その「市民的公共性」に共通性や公開性という属性のほかに「あらゆる人々や集団に席が設けられている」という意味で「複数性(排除への抵抗)の領域」と把握する。このように公共性は、利害の対立する複数のもものが同時に存在して、相互に抗争し、それらのいずれかが周辺的なものとして扱われたり、排除されたりすることに抗するところに成立する抗争的・批判的概念でもある、とする⁽³⁷⁾。藤井達夫も市民社会の国家に対する批判的機能の観点からみると国家的公共性に対峙する市民的公共性を観念しうるとする⁽³⁸⁾さらに齋藤純一は、公共性を人々が何か創始するという意味での「自由の領域」と理解している⁽³⁹⁾一方、国家的公共性を規範的・制度的観点からみると、公共性は人権と統治機構を構成要素とする近代的・現代的な憲法の下では、その公共性は、民主的過程を経て具体化され、立法的公共性ないし民主的公共性となり、その公共性は、その政治的側面において、政治的に対等な市民の政治参加を前提にした政治的意思決定を民主的に正統化していく過程を指す⁽⁴⁰⁾。この政策決定は民主的過程を経たことで正当化される⁽⁴¹⁾。この民主的公共性は、多数決による政治的決定という手続を重視するから、手続的公共性とも把握しうる。個人主義に立脚する多元主義的民主主義論は対立競合する多様な利益を表出し討議によりその相互調整を図るプロセスとして民主政を捉える。かかるプロセスは、理念的には多様な市民の種々の自己利益等の実現を図る公正な機会を保障し少数意見を尊重したうえで政策決定する過程であるので、公共性を有する。したがって民主的手続により制定された法は公共性を有すると一応いえる。

しかし、民主的過程に基づく立法等の政策決定には、党派性があり、その内容の正しさは担保されない⁽⁴²⁾。すなわちこの手続的多元主義の実態は、圧力集团的多元主義であり、

(36) 前掲、齋藤純一「まえがき」i—ii頁、同「政治と複数性—民主的な公共性に向けて」(岩波書店、2008年)101頁。

(37) 前掲、齋藤純一iii頁、前掲齋藤純一「政治と複数性—民主的な公共性に向けて」124頁参照。

(38) 前掲齋藤純一ii頁、藤井達夫「第3章 近代デモクラシーと変容する公共性」50頁参照。

(39) 齋藤純一「公共性」(岩波書店、2000年)iii—xi、5—7頁。

(40) 前掲齋藤純一「まえがき」iii頁参照。

(41) 藤井達夫「第3章 近代デモクラシーと変容する公共性」43頁参照。

(42) 谷口功晃一「立法過程における党派性と公共性」井上達夫編『公共性の法哲学』(ナカニシヤ出版)159—160頁

そのプロセスは、公共性を担保せず、強固な圧力団体の特殊利益を確保する手続である。そこでその公共性を回復すべくプロセスを自由で対等な主体（未組織大衆や組織力の乏しい少数者をも含む）間の討議により理性的合意を目指す熟議が要請される。この公平な熟議により政策判断の妥当性を高め、かつその暫定的な妥当性を事後的に検証し修正していく政治的答責性を民主的公共性の原理的基礎と規範的に捉える必要がある⁽⁴³⁾。しかし「マクロな公共圏（代表の空間）におけるレトリックの作用」等を考慮すると、「討議/熟議（deliberration）という手続的公共性だけでは意思決定を民主的に正統化するに不十分である⁽⁴⁴⁾。そのうえ利害対立の深刻化により、討議の前に結論が決まっておき、理性的な熟議により政治的決定をなすのは、實際上困難であるし、さらに熟議民主主義が公平性等の公共性の実体的価値を基本的には無視する点で問題である。単に熟議がなされればよいのではなく、熟議により妥当な政策決定がなされる必要がある。そのためには民主的プロセスから独立した公平性等の価値原理等の実体的価値原理を保障する違憲審査制等がそのプロセスを統制する必要がある。この統制により集団エゴイズム等が排除され、社会的弱者が保護され、また多数者になるチャンスがない少数者の政治的機会が保障されて、公正さが確保される⁽⁴⁵⁾。

民主的公共性を法律の枠内で具体化する行政は、公益などを内容とする法律を執行するのであり、公益を積極的に実現するものとして公共性を有する。この点につき、原野翹等は行政の公共性を行政の存在理由と見る⁽⁴⁶⁾。その趣旨は、行政の公共性を公益実現と見ると、不当に広範に行政活動により市民の私益が制約される恐れがあるからである。確かに公益と私益を比較考量して公益を優先して、市民の人権が不当に制約されることがあるから、それを防ぐ必要はある。しかしその方法は、行政の公共性を公益実現と見るのを否定するのではなく、公益の実現ではあるが、一般的公益ではなく、種々の行政活動ごとに一般的公益を細分化・具体化して、その具体化された公益と市民の私益を慎重に比較考量すれば足りる。

最近、認識されている新しい公共性は、官民協働等または「活私開公・公私共働を重要な一部とする公私共媒」を具体的内容とする⁽⁴⁷⁾。この点につき金泰昌は、公共性を「存在者間の媒介の問題」であり、「意識間在的である」とし、公共性を「『公私共媒』・『活私開公』としての公共性」と限定してうえで、「『共』による公私の媒介という発想を導入」した「新しい公共性」は「他者を他者としての存在を認めながら自己と他者を自己と他者の異なる位相に置いたまま『むすび・つなぎ・いかす』道を探る『共和の原理』にほかならない」と主張する。そして「従来の国家による管理統制的『公』（共）性が一方的・下降的命命・指示

参照。

(43) 神江沙蘭「第Ⅱ部 第9章 民主的公共性形成における世論・運動・制度の役割」前掲『公共性の法哲学』191頁参照、前掲、井上達夫「公共性とは何か」8-9頁・15頁。

(44) 齋藤純一「第6章 公共的空間における政治的意思形成—代表とレトリック—」前掲『公共性の政治理論』101頁。

(45) 井上達夫「公共性とは何か」15-18頁参照。

(46) 原野翹「行政の公共性と行政法」（法律文化社、1997年）、晴山一穂「行政法の変容と行政の公共性」（法律文化社、2004年）。

(47) 金泰昌「発題Ⅴ身近な公共空間を受けての討論における発言西尾勝・小林正也・金泰昌編『公共哲学11自治から考える公共性 総合討論Ⅰ』（東京大学出版会、2002年）179頁参照。

型であったのと対照的に「新しい公共性は、多様な中間集団が『公』と『私』を媒介するところから生ずる。」とする⁽⁴⁸⁾。あるいはそれは公共性を「制度と運動との『共』であるとか『公』と『私』との『共』であるとかというような意味」を持つ、「モザイク型のある種の『公共性』ないし『共感・連帯・協働』という概念を中心」にする「モザイク型の人々の『公共性』⁽⁴⁹⁾と把握する。これは「統制的・官治的公共性」(行政管理的な上からの公共性)に対抗的な下からの対抗運動としての公共性(市民運動的な公共性)である。またはそれはその発展形態とも言えるものとして、自前で自分たちのルールを作り、それを公的なものし、かつそれを絶えず変えていく「生成する公共性」である「自治的公共性」である⁽⁵⁰⁾。

この見解は、理念的に中間集団の共媒機能による公共性形成機能を強調する点で意義があるが、日本の実際においては国家の公共機能は大きく、中間集団の共媒機能による公共性形成機能は限定的である。また営利企業の中には中間集団と保育等では機能面でほとんど異ならないものがあるから、営利企業の公共性形成機能を軽視すべきではない。長谷川公一も『新しい公共性』を担う主体の中には「企業市民とか企業そのものも含みうる」とする⁽⁵¹⁾。

さらに政治的次元ではなく経済的次元の市場の公共性や市場メカニズムでは充足できない社会経済的弱者に関する社会保障の公共性を考える必要がある⁽⁵²⁾。さらに、従来は、特定の政治的共同体の内部のメンバーと利害関係者の公共性を考えていたにすぎないが、それでは足りず、世代継承性の観点から将来世代の人々の意思・利害や特定の政治的共同体の外部にいる人の意思・利害を考慮して公共性を考察必要もある⁽⁵³⁾。

次に公共性概念が、時代や主義との関係や文脈でその内容が変容する相対的概念であることを検討する。

三 公共性の相対性

近代より前では、国家的領域と私的領域は、明確に分けられず混同していたので、公事に関わる公共性は、私事性と結合していた。たとえば領主等や王の行為は一面、領主等の私的行為であるが、他面、国の公的行為という面があり、領主等の財産は国の財産という面と領主個人の資産(家産)という面を持っていたし、家臣は国の公務員類似の地位と領主等の家来という私的地位を有していた。このように公私は融合していたが、市民革命に

(48) 金泰昌「発題Ⅵを受けての討論における金の発言」「おわりに」『公共哲学7中間集団が開く公共性』(東京大学出版会, 2002年) 248 - 249・254頁・378 - 379・387頁。

(49) 千葉真「自治体と公共性における発言」『公共哲学11発展的協議』273 - 274頁。

(50) 金泰昌「公と私と公共性における発言」西尾勝・小林正也・金泰昌編『公共哲学11自治から考える公共性 総合討論Ⅰ』(東京大学出版会, 2002年) 103頁, 今田高俊「自治的公共性と市民的公共性における発言」同115 - 116頁, 同「歴史的『公』と現代における発言」, 佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』発展協議(東京大学出版会, 2002年) 123-125頁参照, 渡辺康磨「人間の欲求と公共性における発言」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』発展協議(東京大学出版会, 2002年) 127頁参照。

(51) 『公共哲学7中間集団が開く公共性』(東京大学出版会, 2002年)長谷川公一の発言「総合討論Ⅰ『新しい公共性』と中間集団」31頁。

(52) 前掲齋藤純一iii頁参照。

(53) 前掲, 齋藤純一ii - iii頁参照

より王政が打倒され、市民の私的領域が国家権力の介入から保護されるようになり、公私の区別が観念されるようになった。公私は、領域（公共圏と私圏）・主体（公共的主体と私的主体）・プロセス（公共的な価値探求ができるプロセスと純粹に私的利益を追求するプロセス）に分けて理解された。この公私二元論によると、国の領域と私人の領域は区別され、また公共的主体である公務員と私的主体である私人は異なる地位となる。さらに公益を探求する民主的過程と私益を探求する私的過程とは区別される⁽⁵⁴⁾。この段階において、「国」の「国家性」と「個人と自発的集団」の「私事性」が明確になり、個人の人権を保障するため国家権力の私的領域への介入が制限された。個人の自由を統治権力から保障しようとする近代自由主義の観点からは、国家権力は国家秩序を維持するために必要であるが、自由を侵害する恐れがあるから、国防・治安等に関するものに限定され、国家権力が干渉しない私的領域（空間）を最大限確保しようとする。この立場からすると国家が秩序形成の主体となって規制すべき領域が、公的領域（空間）であり、その公的領域（空間）に公共性が認められる。これに対して統治権力の介入を受けない私的領域における活動は、公共性を有しないとされる。この領域的公共性論からすると公権力の介入を認めない私的領域が広範に認められ、そこでは私的自治の原則が支配することになる。

私的領域特に経済領域において自由放任主義による自由競争により資本主義経済は発展するが、一方、自由競争より、強者は巨大化し、弱者が弱小化し、弱者が再度競争に参加して勝者になることが困難になり、貧富の差が拡大・固定化した。近代の夜警国家時代においては個人的問題とられていた失業・貧困等の問題は、個人の怠慢等に基づくものでなく、個人が努力しても解決できない資本主義社会の構造的な問題と見られ、その解決のため国家の介入・配慮が肯定された。

この貧困問題を解決するために国家が市場経済等に介入したため、国と個人の間には「国家性」と「私事性」の「折衷領域」が生じた。国の活動を規制する公法も私人の活動を規制する私法も、この領域を整合的に規制できないので、公法と私法の両方の性格を併有する労働法のような社会法が生まれた。ここにおいては、私法を支配していた私的自治は制限される。また医療や老後の生活は、以前は自己責任の問題で個人が対処しなければならなかったが、社会経済的弱者は、自力でこれに対応できない。そこで民間の任意の保険ではない医療保険や年金保険等の社会保険でこの社会問題に対応することになる。もっとも自助精神の強いアメリカでは基本的には公的な医療保険はなかったが、オバマケアにより民間の医療保険に国民が加入することを罰則付きで強制することにより医療保障の範囲を拡大している。このような領域は、私的領域ではないし、また全面的に国家的領域でもない公共的領域である。この福祉国家の下では膨大な社会保障費の支出により財政赤字が拡大するとともに、国民が国家に依存するクライアント化の問題が生じた。これを問題視する新自由主義は、小さな政府・民営化や国民の自己責任を主張した。この立場からすると、福祉問題の一部は、公共性を有しない個人の問題とされた。これは、一面、個人の主体性を尊重するものであるが、この新自由主義が暴走すると、経済格差と教育格差の循環による経済格差の拡大とその固定化の問題が生じた。この格差問題は、社会の治安を乱し、また中間層の下層化をもたらし社会の正常な発展を困難にするものであるので、社会問題化し

(54) 井上達夫「発題4 他者に開かれた公共性」148頁 同「第1章 公共性とは何か」井上達夫『公共性の法哲学』（ナカニシヤ出版、2008年）5-6頁参照。

て公共性を有する問題となった。そこから新たな福祉国家を再建するための国民の連帯としての公共性が問われることになった⁽⁵⁵⁾。

さらに最近、NPO等の活動が注目されているが、NPO等は、国家活動の不足面を補充するとともに、自発的に①医療保健又は福祉の増進②環境の保全③災害救援活動等のような社会貢献的活動を行うので、公共性がある。これに対して民間の営利企業の活動は、私的利潤の獲得を目指すものであるから、公共性がないと考えられていたが、たとえば、NPOの保育活動と民間の営利企業の保育活動を比較すると、その機能からするとあまり変わらないから、民間の営利企業の保育活動に公共性は認められる。このようにNPO・営利企業等の活動にも公共性は認められる。

では、一般的には私的領域とみられる家庭にも公共性が認められるであろうか。

「個人的は政治的」というスローガンを唱える第二波フェミニズムの観点からすると、家庭は、家父長制権力・性別分業観・ジェンダー・ステレオタイプの再生産の場であり、家庭秩序には男社会の制度化の面があるので、家庭にも公共性が認められる⁽⁵⁶⁾。戦前の家制度は、家族的国家である天皇制国家の末端組織であったし、戦後その家族制度は廃止されたが、今でも家庭は、男社会を反映する男性支配の場という面があり、ドメステック・バイオレンスが頻発している。これを単なる私的な夫婦間の問題として家庭の自治に委ねることは、女性の人権侵害を放置することになるから、女性の人権保障の観点からドメステック・バイオレンスを国家的に規制する必要性が生じた。この局面では、家庭は私的領域ではなく、国家が規制する公的領域となるのである。以上により、家庭という集団にも公共性が認められる場合があるといえる。

次に、一般的には集団の特性と認められる公共性が「個人」にも認められるかが問題となる。リベラリズム、特に新自由主義は個人を私利を追求する主体とみて、個人に公共性を認めないが、これに批判的な主体的公共性論は、公共性とは社会の共通の利益を配慮し実現する社会的責任を引き受け遂行しうる主体の倫理的・政治的資質・能力を意味する⁽⁵⁷⁾、として個人の公共性(公民性)を強調する。純粋に私益を追求する個人は、公共性を有しないが、「政治のおよび法的存在として、自立、主体性、遵法精神、権利意識、連帯意識、責任、義務、参加、自治などの『市民的特性』(civic virtues)」を有する公民(公的人間)⁽⁵⁸⁾は、公共性を有する存在である。リベラリズムは、個人を負荷のないアトムの個人と見て、個人は自己の目的のために行動するとする。そして個人はその目的を効率的に実現するための道具として自主的集団を結成するとみる。そうすると個人は欲求の主体として私利の追求に傾き、公共生活へ参加が弱まる。そこで社会を個人の利益追求のための道具ではなく、特定の歴史的共同体とみる共同体論は、特定の政治的共同体の歴史・伝統に埋め込まれた善き生の特異構想を個人のアイデンティティの基盤として保持発展させる共通善の政治によって、個人の公共的主体性を再生・強化を図ろうとする。一方、公民的共和主義は、公共

(55) 前掲、斎藤純一「まえがき」i頁。

(56) 小林正弥「イントロダクション」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学4欧米における公と私』(東京大学出版会、2002年) v・vi参照。

(57) 井上達夫「第1章 公共性とは何か」井上達夫編『公共性の法哲学』7頁。

(58) 佐伯啓思「発題Ⅵ国家・国民・公共性」佐々木毅・金泰昌編(東京大学出版会、2002年)『公共哲学5国家と人間と公共性』129—130頁。

の事柄の討議・決定・実行過程に自発的に参与する資質・能力たる公民的徳性を培養する社会的参加の場の形成によって、個人の公共的主体性の再生・強化を図ろうとする。

新公共主義者の小林正弥も、公共性とは、分多性(複数性)を有する人間ないし政治の条件において全一性を実現しようとするところに成立する、新対理法的観念であるとし、その観念の下に「公共的市民」の公共性を主張する⁽⁵⁹⁾。小林正弥は、新対理法的公共性論を次のように主張する⁽⁶⁰⁾。公共性とは、分多性(複数性)を有する人間の条件(生命性・世界性・分多性・全一性＝共通性)ないし政治の条件(生命性に対応する人間主体・世界性に対応する場[時空間]・分多性対応する個性性・全一性に対応する共同性)において全一性を実現しようとするところに成立する。この場合、公共性は、全体性と密接に関わる概念である。この公共性は、分多論的な公開性・公然性と全一論的な公同性(・公益性)という(時には相矛盾する)二つの要請が存在し、それを、新対理法的に止揚するところに、新公共主義な公共性(「総合論公共性」＝「公協性」)の理念が存在する。公共的市民の公共性は、交流や交響の過程を通じて生成する「生成的公共性」である。公共性を継続的に追求・実現する場である「持続的・固定的公共場」においてその構成員に一定の帰属意識が生まれ、構成員間に共同体意識が生まれると「公共体」が生成する。この公共体の公共性形成に参与する構成員が「公共的市民」である、と。

これに対して佐伯啓思は、国家を重視し、中間集団ではなく国家との関係で公共性を位置づける。佐伯はこう主張する。「『市民社会』の中で『公共性』を定義しようとする」と・・・『私』から出発するので、全体の利益・関心とはならない。そこで・・・ある部分的な関心・利益を調整する制度的メカニズム、自由な言論や討論を保障するメカニズムそのものを公共性というしかないが、この形式的合理性に基づく制度的条件ではやはり『公共性』としては力が弱い。」「そうすると・・・『公共性』は『私』である個々人と集合的な国家をつなぐものであり、その具体的主体は『国家を背負った市民』と考えたい。」とする⁽⁶¹⁾。

確かに私益のみを追求する市民は、公共性を形成できない。公共性を形成しうる市民は公共心を持った市民である。この公共心はまず市民社会における公共的活動等を通して市民は身につけ、次に国全体に関する共通の関心が生まれるのである。この中間の段階がないと戦前ように国が上から強制的に愛国心等の公共心を国民に押し付ける恐れがある。

しかし、仮に個人の公共的主体性が形成されたとしても、その公共的主体性を持つ主体である市民は、自己固有の利益を持ち、また社会の伝統に縛られるため、その市民運動や草の根の大衆運動が住民エゴ、排外的ナショナリズム、人種的偏見、狂信的な宗教的原理主義などとしばしば結合するため、公共性を有しない傾向がある。そうすると主体的公共性論は、結局、自己の信念や伝統等を公共善とし、他者の信念や伝統等を悪とみる善玉・悪玉の二元論に帰着することになる。この立場からすると、市場システムが機能する市民社会は、私利私欲の個人・企業によって構成される「欲望の体系」とみなされる。そしてこの社会を公平なものにするために、コーポラティスト的国家を公共性の担い手とするヘーゲル的国家観が肯定されてしまう。また営利追求主体たる企業や権力追求主体である官僚・職業政治家の行動は、その利害に基づくから公平性がなくその公共性を否定される。

(59) 小林正弥『公共哲学10 21世紀の公共哲学の地平』(東京大学出版会, 2002年)124頁。

(60) 小林正弥「新公共主義の基本的展望」前掲『公共哲学10 21世紀の公共哲学の地平』124 - 129頁。

(61) 佐伯啓思「発題Ⅵ国家・国民・公共性」『公共哲学5』157頁。

他方、市場社会と区別された市民社会に公共性形成の主導的役割を期待する⁽⁶²⁾。

しかし、公共性形成にとって重要なのは、「主体」が公共的であるか否かではなく、主体が「公共的活動」をしたかどうかである。行動が公共的であるか否かは、行動によって利益を受ける人々だけでなく、不利益を受ける人にも妥当する公共的理由によってその行動が正当化されるかに依存する⁽⁶³⁾。政府や国にかかわるものであっても、特殊な党派団体の党派的利益が反映したものは、公共性を有しないといえる。公共性とは、「価値対立下における公共的な正当性基盤は何かという問いを考えること」⁽⁶⁴⁾である。井上は、公共性を領域・主体・プロセスによって判定するのではなく、集合的決定を正当化する理由に基づいて理解する。その決定が、特定の党派集団の党派的立場からだけでなく「他者の観点」から見て、リーズナブルなものとして受容しうる「理由」（パブリックな理由）に基づく場合、その決定は公共性を有するとする⁽⁶⁵⁾。この観点から、民主的熟議のプロセスを経た集合的決定に公共性を認めることに反対する。民主的プロセスが熟議のプロセスか、それとも利益集団政治的な妥協であるかは、何らかの手続的ルールに従っているかどうかで、判断できないからであるという。結局、公共性を担保するのは、討議の手続ではなく討議の質であり、これは正当化理由（正義）に依存するとする。この正義の観点からするとある政策の公共性（他者に開かれた公共性）は他者の視点と自分の視点を取り替えても、なおかつ受容可能であるかどうかによるとする⁽⁶⁶⁾。

確かに普遍的正義の実現を考えると、「他者の観点」から見て、リーズナブルなものとして受容しうる「理由」が公共性を基礎づけると言えるが、現代の高度に利害が対立してかつ錯綜している状況においては、「他者の観点」から見て、多数決でリーズナブルなものでない政策を決定せざるを得ないことがある。この点を一定程度是正するのは熟議であると思われる。したがって熟議のプロセスも一応公共性を基礎づけるといえる。

四 日本における公共性

従来は、公共性という言葉は、「国家の公共性」（古い公共性）を意味してきた。「古い公共性」は「中央政府が公共性を事実上独占してしまう、『国家＝公』という『日本的な公共性』の典型であろう。……このいう『国家＝公』という場合に、……日本での伝統的な『公』（おほやけ）的観念と国家の親和性、つまり伝統的・歴史的なコンテクスト（文脈）に規定されている」⁽⁶⁷⁾。これは、「民意」を「反映しない『上からの公共性』」（国家的特権的公共性）であった。

ところが政治家が再選のために国益より選挙区（地元）の利益を重視し、また官僚が国益より自己の利益になる省益を追求した。さらに国の公共事業は、国全体の調和的發展のためではなく土建会社等の営利企業や一部の国民・住民のためになされたため、効率性が

(62) 前掲、井上達夫「公共性とは何か」13—14頁参照。

(63) 井上達夫「公共性とは何か」14—15頁参照。

(64) 井上「他者に開かれた公共性」144頁。

(65) 井上「他者に開かれた公共性」148—151頁。

(66) 井上「他者に開かれた公共性」151—156頁。

(67) 長谷川公一「発題 INPOと新しい公共性」佐々木毅・金泰昌『公共哲学7 中間集団が開く公共性』（東京大学出版会、2002年）11—12頁。

ないのみならず必要性の乏しい道路・ダム・空港・厚生施設等が全国に作られた。そのうえ国の公共事業等の国家活動等により生活環境や自然環境の破壊が生じたため、それに抗議する住民運動・市民運動が起こった⁽⁶⁸⁾。

これらの点から、「国家の公共性」に疑問が生じた。そこから「国家の公共性」を批判する「市民社会の公共性」が主張されるようになった。齋藤純一は、この「市民的公共性」が、「『公共性』(公益性)を定義する権利を国家の独占から奪還し始めている」と分析している⁽⁶⁹⁾。

これに対して、戦後社会における自己中心主義や私生活中心主義の野放図な進展により公益が無視されていることに危惧して市民の公民としての特性を積極的に涵養する国民共同体(ナリヨナリズム的公共性)の重要性を指摘する思潮が生まれた⁽⁷⁰⁾。確かに戦前の滅私奉公の反動から最近の滅公奉私の傾向は公共問題への関心をなくし、民主社会の維持にとって好ましくない。従って市民的公共性と国家の公共性等の緊張関係を自覚して上で⁽⁷¹⁾市民の公民性回復のため市民の人権を侵害しない形で国家がシチズンシップ教育を行うべきである。

この市民的公共性を日本国憲法との関係でみると、個人の尊重(憲法13条)を基本原理とし、自由権と実質化する生存権(憲法25条)等の社会権を保障する憲法の下では、「個人の自立や市民的自治」を前提としたうえで、「下からの市民的公共性の現代版」である「市民的生存権的公共性」が追求されるとみることでもある。

ここにおける「公共性の法的基準」は、日本国憲法の基本原理である①人権②民主主義③平和④主権である。この国民的視点に立った公共性を「実体的公共性」と「手続的公共性」に二分する。例えば、人権尊重主義は「実体的・価値的公共性」であり、民主主義(議会制民主主義・地方自治、情報公開、参加、司法の独立など)は「手続的・制度的公共性」であり、平和主義は、これらの二つの公共性を含むものとする。平和的生存権は実体的・価値的公共性であり、戦争の放棄は、平和的生存権を実現するための手続的・制度的公共性である。国家は、公共性を保障する市民国家であるとする⁽⁷²⁾。

この公共性論は、人権保障等の観点から意義があるが、公共性の担い手として市民を想定する点で現実的でない。複雑な現代社会においては、公共性の実現のためには、「市民」・「NPO等の自律的集団」と「行政」及び「民間企業」の「協働」が必要であり、「適切な役割分担」により「公共性が実現」されると解すべきである。この点で「日本版PPP(公民パートナーシップ)は、公共サービスの民間開放という観点から、「サービス供給の担い手の多元化」を打ち出し、また「新しい公益」論は、行政による「上からの」「一元的な」公益性判断へのアンテテーゼとして、「新しい公益」を打ち出し、その担い手として、市民概念を棚上げにして「NPO等」を想定する。その立場からすると、行政、企業、NPOや個人が対等な立

(68) 齋藤純一「発題Ⅳ 現代日本における公共性の言説をめぐって」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』(東京大学出版会、2002年)101頁参照。

(69) 齋藤純一「公共性」(岩波書店、2000年)2頁。

(70) 小林よしのり「戦争論」(幻冬舎、1998年)、佐伯啓思「『市民』とは誰か」(PHP新書、1997年)、西尾幹二「国民の歴史」(扶養社、1999年)。

(71) 千葉真「発題5 市民社会・市民・公共性」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学5 国家と人間と公共性』(東京大学出版会、2002年)137頁参照。

(72) 原野翹「行政の公共性と行政法」(法律文化社、1997年)1・7頁、室井力「国家の公共性とその法的基準」『現代国家の公共性分析』(日本評論社、1990年)3頁以下参照。

場に立って、それぞれの多様な価値観をベースにして「多元的な公益」(新しい公益)を企画・実施することになる。両者は、公共サービスの民間開放という観点から、サービス供給の担い手の多元化を打ち出す点で共通性を有するが、「新しい公益」論は、NPO等をサービス供給主体としてのみならず、公共サービスをめぐる「意思決定過程への参画主体」として捉え、「意思決定の多元化」をうたい、住民、NPO、企業等多様な主体が参画することを強調する点に積極的な意義を有する⁽⁷³⁾。

しかし「新しい公益」論では「民間開放の文脈」で展開されるから、NPO、企業等が、行政の監視・監督の下に置かれ、その「自主的活動が阻害」される恐れがある。そこで「よりボランティア組織を重視する「新しい公共性論」が主張される。この「新しい公共性論」も「行政の活動、町内会・自治会の活動、企業活動、NPO活動、市民活動」等により、「市民の意思」が反映された「新しい公共性」が「コラボレーション的」に形成されるとするが、その中核的な担い手は「市民」のボランティア組織である「NPO」等であるとする。「NPO等のボランティア・アソシエーション」(自発的結社)は行政機能・企業機能を補完したり、それに対抗したりしながら、「私」の側から、公共圏(公共空間)において「行政と企業を相互媒介」して新しい公共性(公と私を結びつけるものとしての公共性)を作り出していくのであるとされる⁽⁷⁴⁾。この新しい公共性の判定基準として、山口は以下のものを挙げる。①社会的有用性もしくは社会的必要性②古い共同体主義の社会的共同性と異なる社会的共同性(社会構成員間の絆として認められる価値観等に沿っていること)③公開性④普遍的人権⑤国際社会で形成されつつある普遍的な「文化横断的諸価値」(持続可能性・寛容・共生等)⑥集合的アイデンティティの特定レベル(アイデンティティの拠点としての都市または国民社会など)⑦新しい公共争点への開かれたスタンス⑧補完性原理・手続きにおける民主性(代表民主制の手続き、説明責任、情報公開、市民もしくは住民参加)の8基準である⁽⁷⁵⁾。

確かに、経済的次元において「公共事業の公共性」が「社会的有用性」等によって判定されるように、これらの基準によって公共事業の必要性や合理性等を判定しうるが、「公共性の実体的内容」は、「公共善ないし公益」であり、その「公益」は、「抽象的」には「普遍的人権(利益)の集合体」であるが、歴史的に形成された国民国家体制の下で、集合的アイデンティティの特定レベルである「国レベル」・「地方公共団体レベル」・「地域レベル」・「アソシエーションレベル」等において「公開性のある民主的手続」により「具体化」される。

最近注目されるマニフェスト(政権公約)選挙では、政党の競合する政策は、各政党の政治理念に基づき、対立する国民の「多様な私益を集約した公益」(共同利益)を具体化するものであり、「主権者である多数派の有権者」の選択により、「ある政党の政策」(優先されるべき公益)が「国民の総意」として決定される。この「マニフェスト」は、「官僚や族議員

(73) 武田公子「第7章 日本型NPMと市民参加型財政運営」三橋良士明・榊原秀則編著『行政民間化と公共性分析』(日本評論社、2006年)255 - 257頁。

(74) 長谷川公一「」佐々木毅・金泰昌『公共哲学7中間団体が開く公共性』(東京大学出版会、2002年)32頁、46頁、佐藤慶幸「発題V ボランティア・セクターと社会システムの変革」『公共哲学7中間団体が開く公共性』(東京大学出版会、2002年)226 - 227頁、干川剛史「」『市民社会と批判的公共性』(文眞堂、2003年)34 - 35頁、山口定「序章 新しい公共性を求めて - 状況・理念・基準」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明『新しい公共性』8頁、10頁、12頁。

(75) 山口21 - 26頁、山口公共性の八つの問題群における発言『公共哲学11発展協議』288 - 291頁。

の抵抗」を排して「トップダウン方式」で「公益性のある政策」を「効率的に実現」するのに寄与するが、全面的に民意が反映されたとはいえないマニフェストに拘泥して、選挙後のマニフェストに対する「世論の賛否の動向」を考慮せず、また「政治・社会・経済情勢や財政赤字」に配慮した「議会でのマニフェスト修正」等を認めないと、「マニフェスト至上主義」になり、国民およびその代表である議員の集合体である議会の軽視ないし議会制民主主義の精神に反することになる。したがってこのマニフェストは、その基本は維持ながら諸般の状況を考慮して柔軟に実施されるべきである。

この「具体化された公益」は、「社会的有用性」を持つだけでなく、「社会的共同性」を有するものであり、また「相対的序列性」があるが、多元的価値が共存する社会では一元的なものではなく「多元的」であり、社会状況により「相互補完的」であると共に「対立」することもある。その「対立」は、「国際化の時代」においては国際社会で形成されつつある、異なる文化を超えてその妥当性が承認されている「文化横断的諸価値」（自由・人権など）を踏まえ「寛容の精神」で調整すべきである。

この「多様性や多元性を尊重」する「新しい公共性」⁽⁷⁶⁾ が生まれることは、望ましいことであるが、その「主たる担い手であるNPO」は、日本の場合、政府の規制が強く、財源の自主性が弱く、「政府の公共サービスの下請けの組織」であるという性格が強い。したがって、NPOの自主的な活発な活動により公共性が形成される面は弱い⁽⁷⁷⁾。

日本における新自由主義行政の展開は、公益を実現する行政の民営化・民間化等をもたらし、民間部門であるJR等が市場メカニズムを通じて公共(的)サービスを提供する「新しい公共空間」を形成するから、新たに市場の公共性や民間特に「営利企業の公共性」が問われることになる。

財・サービスを効率的に提供する経済システムである市場は、市場取引参加者の人間関係形成の場のみならず公共財・準公共財と協力して人々の生存を規定する物質的条件を提供することで公共性の実現に重要な役割を果たしている⁽⁷⁸⁾。この市場の参加者である営利企業は、利潤追求を目的するものであり、直接に公益を追求するものではない。したがって弱肉強食の場である市場において過激な競争環境の下で、最大限の利潤を獲得するため、「営利企業」は「私益」のために「暴走」することもある。しかしそれは長期的観点からすると例外的現象である。通常、営利企業は需要と供給を調整する市場システムに誘導されて効率的経営をなすことにより「資源の最適配分の実現」に寄与し、また公共財にサポートされつつ合意に基づいて効率的な動態的経済秩序の形成に貢献するのであるから、その公共性は肯定できる⁽⁷⁹⁾。

一方、公益も営利も目指さない生活協同組合等の中間団体の場合、その活動目的は構成員の利益を図るという点で、特定の集団的利益を目指すので公共性を有しないとも言えるが、中間団体的色彩のある非営利的団体(NPO)の活動と類似性があり、公共性を有すると

(76) 長谷川「発題I NPOと公共性」14頁。

(77) 宮本憲一「第7章 公共事業の公共性—DevelopmentからSustainabilityへ」二宮厚美・晴山一穂「公務員制度の変容と公務労働 NPM型効率・市場サービスの分析視点」〔所収〕(自治体研究社、2005年)191頁。

(78) 須田晃一「第5章 市場が生み出す公共性—フェアな競争の場としての市場—」斎藤純一編『公共性の政治理論』(ナカニシヤ出版、2010年)81頁。

(79) 桂木隆夫「第5章 市場平和と市場の公共性」井上達夫編『公共性の法哲学』(ナカニシヤ出版)92—94頁参照。

言える。他方、非営利団体(NPO)の活動は、自主的な公益実現の面があり、その点で公共性を有するが、その活動は広範囲に及び、その中には営利活動に近いものがあり、その公益性が弱いものがある。このように公共性を判断する場合、活動主体やその目的だけでなくその機能をも見るべきである。例えば、公教育を担う公立・私立学校とそれを補完する塾とは、教育機能の面では大差がなく、塾も、機能面では公共サービスを提供し、公益性を有するといえる。

五 結び

公共性の概念は、文脈等により極めて多義的であり、また論者の価値観・視点によっても公共性の意味や強調点は異なるが、様々な個性的な価値観を持つ個人が共生する多元的社会では、公共性一般ではなく、現代的な市民的公共性の意義が問われる。

個人主義に立脚する民主的社会においては、公共空間の公開性・多元性が重視され、公共性は、異なる価値観を持つ個性的な人々が、共生するためには各意見は異なるが「ともに」コミットしうる「公共的価値、社会規範、民主的制度や政治的意思決定を正統化していく過程」等を意味する⁽⁸⁰⁾。そして公共性は、公共空間の構成員の上位にあって構成員をその内に包摂する静態的な空間やその社会構成原理・公共的価値や社会規範、社会制度・政治制度等ではなく、社会的相互行為により形成される動態的な空間やその社会構成原理等である。全体の公共空間内では支配的な公共空間とその社会構成原理等が優位を保つから劣位の公共空間等は、その支配的な公共空間と協働する。しかし支配的な公共空間の社会規範等が他の公共空間を差別・圧迫する場合には、周辺の公共空間は、平和的に抗争することになる。周辺の公共空間の公共的価値や社会構成原理等は、未だ一般的ではないが、社会運動等により将来一般的に受容される可能性がある。この意味で公共性はつねに生成する、アクチュアルな動態において理解されるべきものであるといえよう⁽⁸¹⁾。

現代の日本社会においても、不十分であるが市民社会が形成されつつあるので、「現代日本の抱える社会問題を解決するための実践的活動の場としての『市民社会』に注目し、市民社会を基盤とした社会の再構築を導く原理としての『公共性』の概念を批判的に捉え直す」⁽⁸²⁾ 視点が必要であろう。この観点から、社会学者の佐藤慶幸は、非国家性と非営利性を有するアソシエーションの重要性に着目して、公共性を「各個人(あるいは集団)が各自の社会生活をとおして<私>のうちに蓄えたものを、一定のルールにもとづく他者との相互作用関係において表出する言説と行為、そしてその成果として社会的に広く受け入れられ、活用される物的・知的財およびサービスの非営利で公開的な特性」⁽⁸³⁾と定義し、「公共性の類型として、市民的公共性、公的公共性(国会における論戦をとうして最終的には多数決によって制定された法律によって国家の政策が官僚機構をとおして遂行されるプロセス全体)、そして共同体的公共性(特定の利益と結びついている『公共性』)を提示」す

(80) 斎藤純一「まえがき」斎藤純一編「公共性の政治理論」(ナカシア出版、2010年) i—iii頁参照。

(81) 前掲斎藤純一「まえがき」ii—v頁参照。

(82) 大屋幸恵「まえがき」佐藤慶幸等編著『市民社会と批判的公共性』所収(文眞堂、2003年) ii頁。

(83) 佐藤慶幸「1 公共性の構造転換とアソシエーション革命」佐藤慶幸等編著『市民社会と批判的公共性』所収(文眞堂、2003年) 4頁。

る⁽⁸⁴⁾。ここにいう「市民的公共性は、市民のつくる多様なアソシエーション个体群の活動から形成され、＜市民社会＞の基本的構成要素をなす。」⁽⁸⁵⁾そしてこの「市民社会は、非市場経済的(非営利的)、かつ非政府的なアソシエーションからなる」とする⁽⁸⁶⁾。そして「個人の人権と生命の尊重を基盤とする自由で平等主義的な市民的公共性」は、「市民革命や市民運動」を通して「公権力と結びついた共同体的公共性」から転換したものであるが⁽⁸⁷⁾、この「市民的公共性が公的公共性のあり方をきめるといえるとする⁽⁸⁸⁾。この見解は注目すべきものであるが、市民社会の担い手として非営利的、かつ非政府的なアソシエーションを想定し、市場システムにおいて営利企業の果たす重要な役割を軽視ないし無視している点は問題である。日本において非営利的、かつ非政府的なアソシエーションの活動はみられるが、その財政基盤が脆弱で効率的に活動しているとはいえない。したがってそれが形成する市民的公共性は、微力であり公的公共性のあり方をきめる力を有していない。またこのアソシエーションの活動範囲は多様であり、営利的活動に近いものもあるし、政府の下請け的活動をしているものもある。このような点を考慮すると営利的アソシエーションも市民社会の構成員として市民的公共性を形成し、公的公共性のあり方に影響を与えているとみるべきである。

(2015.7.21 受稿, 2015.9.7 受理)

(84) 前掲、佐藤慶幸「1公共性の構造転換とアソシエーション革命」3・7・9頁。

(85) 前掲、佐藤慶幸「1公共性の構造転換とアソシエーション革命」3頁。

(86) 前掲、佐藤慶幸「1公共性の構造転換とアソシエーション革命」3頁。

(87) 前掲、佐藤慶幸「1公共性の構造転換とアソシエーション革命」3頁。

(88) 前掲、佐藤慶幸「1公共性の構造転換とアソシエーション革命」8頁。

〔抄 録〕

本稿は、抽象的で多義的でかつ論争的な概念である公共性概念が、マジックワードとして人権等を規制する恐れがあることを踏まえ、それを整理した上でその明確化を図ろうとするものである。はじめにおいて公共性概念の抽象的で多義的な面の一端を示し、その整理・明確化の必要性を示す。一において、公共性を公共的空間である公共圏と把握し、その内容・構造や歴史の変遷を論じる。二においては、公共性を公共圏の属性(特性)・社会構成原理・規範・公共的価値・正当化理由等と把握し、それぞれについて論じる。三においては、公共性を時代とか自由主義等の主義との文脈との関係で把握し、その相対性を論じる。四においては、日本における公共性概念の意味や日本における展開等を論じる。結びでは、個人主義に立脚する民主的社会においては、現代的な市民的公共性の意義が問われるので、その内容を明示する。その上で、新たに形成されつつある市民社会を基盤とした社会の再構築を導く原理としての『公共性』の概念を批判的に捉え直して、その公共性の形成にとって自律的なNPO等の非営利的・非政府的アソシエーションのみならず営利企業も重要な役割を演ずることを指摘する。